|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 限度額設定型貿易保険手続細則　　　　　　　　　　　平成15年４月１日　03-制度-00018沿革　　　　　　（略）　　　　　　平成22年６月29日　一部改正　限度額設定型貿易保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。第１条　～　第10条　（略）（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）第11条　被保険者は、約款第15条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を通知するときは、別紙様式第９による限度額設定型貿易保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（損失発生の通知）第12条　被保険者は、約款第16条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第10－１による限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通知書又は別紙様式第10－２による限度額設定型貿易保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を損失の発生の日から45日以内本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（危険発生の通知）第13条　被保険者は、約款第16条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第10－2による限度額設定型貿易保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を危険の発生の日から45日以内に本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）第14条　約款第17条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第11による限度額設定型貿易保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。（入金の通知）第15条　被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第18条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から１月以内に、別紙様式第12－１による限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書、別紙様式第12－２による限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。 第16条　　（略）（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）第17条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第23条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第13による限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。 ２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。 （保険金の支払の請求）第18条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第23条の規定に基づき別紙様式第14－１による限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第14－２による限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、第一号④(ﾍ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑦(ﾛ)、⑧、⑪、⑬及び⑭の書類の提出を要しない。　一　～　二　（略）２　　（略） ３　　（略）（保険金請求権の消滅時効の中断申請）第19条　保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第16による限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。（回収義務の終了認定）第20条　被保険者は、約款第29条第１項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第17による限度額設定型貿易保険回収義務終了認定申請書に運用規程第18条の各号のいずれかに該当する事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。（回収義務の履行状況の報告）第21条　被保険者は、約款第29条第２項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第18による限度額設定型貿易保険回収義務履行状況報告書（以下「回収義務履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店に提出するものとする。２　　（略）３　前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の変化を知ったときは、回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。４　　（略）（回収金の納付）第22条　被保険者は、約款第29条第７項、第８項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第19－１による限度額設定型貿易保険（船積前）回収金納付通知書、別紙様式第19－２による限度額設定型貿易保険（船積後）回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。２　　（略）（回収に要した費用の請求）第23条　約款第29条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第20による限度額設定型貿易保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。 （権利行使等の委任）第24条　被保険者は、約款第29条第４項又は第30条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（サービサー回収用）を本店に提出するものとする。２　被保険者は、約款第30条第１項及び第２項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第23による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。３　前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込むことができ、被保険者は、別紙様式第22による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。（回収納付金の返還請求）第25条　被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第24による限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。第26条　　（略）附　則この改正は、平成22年７月１日から実施する。 | 限度額設定型貿易保険手続細則　　　　　　　　　　　平成15年４月１日　03-制度-00018 沿革　　　　　　（略）　限度額設定型貿易保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。第１条　～　第10条　（略）（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）第11条　被保険者は、約款第15条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を通知するときは、別紙様式第９による限度額設定型貿易保険事情発生通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（損失発生の通知）第12条　被保険者は、約款第16条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第10－１による限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通知書又は別紙様式第10－２による限度額設定型貿易保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を損失の発生の日から45日以内本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（危険発生の通知）第13条　被保険者は、約款第16条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第10－2による限度額設定型貿易保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を危険の発生の日から45日以内に本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）第14条　約款第17条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第11による限度額設定型貿易保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。（入金の通知）第15条　被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第18条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から１月以内に、別紙様式第12－１による限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書、別紙様式第12－２による限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。 第16条　　（略）（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）第17条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第23条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第13による限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。 ２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。 （保険金の支払の請求）第18条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第23条の規定に基づき別紙様式第14－１による限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第14－２による限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、第一号④(ﾍ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑦(ﾛ)、⑧、⑪、⑬及び⑭の書類の提出を要しない。　一　～　二　（略）２　（略） ３　（略）（保険金請求権の消滅時効の中断申請）第19条　保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第16による限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書を本店等に提出するものとする。（回収義務の終了認定）第20条　被保険者は、約款第29条第１項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第17による限度額設定型貿易保険回収義務終了認定申請書に運用規程第18条の各号のいずれかに該当する事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。（回収義務の履行状況の報告）第21条　被保険者は、約款第29条第２項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第18による限度額設定型貿易保険回収義務履行状況報告書（以下「回収義務履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店等に提出するものとする。２　　（略）３　前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の変化を知ったときは、回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。４　　（略）（回収金の納付）第22条　被保険者は、約款第29条第７項、第８項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第19－１による限度額設定型貿易保険（船積前）回収金納付通知書、別紙様式第19－２による限度額設定型貿易保険（船積後）回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。２　　（略）（回収に要した費用の請求）第23条　約款第29条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第20による限度額設定型貿易保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。 （権利行使等の委任）第24条　被保険者は、約款第29条第４項又は第30条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（サービサー回収用）を本店等に提出するものとする。２　被保険者は、約款第30条第１項及び第２項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第23による「合理的な理由」認定申請書を本店等へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。３　前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込むことができ、被保険者は、別紙様式第22による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を本店等に提出するものとする。（回収納付金の返還請求）第25条　被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第24による限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。第26条　　（略）　　　 |  |